

2. 日本教師教育学会における教師教育研究の動向

— 「教師教育研究文献目録」から —

岩田康之（東京学芸大学）

1. はじめに

日本教師教育学会は、1991年8月30日に創設された。創設12年目となる2002年度末の会員数は約690名。私立・国公立の大学で教職に関する科目を担当する教員たちを中心に、教科教育・教科専門、あるいは教育制度・行政・方法等教育学各分野の研究者、ひいては看護・矯正教育・カウンセリング等教育学に近接する領域の研究者、これらの分野を専門とする大学院生などの会員で構成されている。管見のかぎり、「教師教育」を学会名に含むわが国唯一の学会である。

筆者は、この学会の創設当時から幹事として、運営に従事してきた。特にこの学会の発行する学会誌『日本教師教育学会年報』の編集にあたっては創刊号（1992年）～第8号（1999年）まで、三期にわたって編集幹事を務めた。また2002年10月からはこの学会の事務局長を務めることにもなった。この学会は創設以来の10年あまりの間に、年次大会や学会誌の発行といった通常の学会の行う業務に加え、二回にわたって会長を研究代表者とする大規模な科研費研究のグループを組織したり、また中国高等師範教育研究会（現・中国高等教育学会師範教育専門委員会）との共催で五度にわたる国際シンポジウムを幾何運営したり、あるいは教育職員免許法改正に際しては資料集を編集・発行するなど、かなりアクティブな研究活動を行ってきた。それらの活動成果全般と、それに関わる課題については、高野和子（前事務局長）による「日本教師教育学会10年の研究活動と『教師の専門性』研究」（『日本教師教育学会年報』第9号・72～77頁所収。2001年。学事出版刊）および矢野博之（同学会幹事）による「日本教師教育学会一〇年のあゆみ—「学会ニュース」から読む—」（『講座 教師教育学Ⅰ 教師とは』247～253頁所収。2002年。学文社刊）の両論文に詳しい。

ここでは、毎年『日本教師教育学会年報』に収められている「教師教育研究文献目録」を主な素材として、この学会のメンバーの捉える「教師教育研究」の状況を素描することを試みたい。

2. 「教師教育研究文献目録」への着眼

『日本教師教育学会年報』に採録されている「教師教育研究文献目録」とは、会員がそれぞれ「教師教育に関する研究文献」を申告する形で編まれている。本稿では、創刊号の「第1集」から、第10号の「第10集」まで（1992～2001年）を対象として分析を試み

たい。

この「教師教育研究文献目録」に着目することの意義は、大きく分けて以下の二つになる。

第一に、この「教師教育研究文献目録」は、わが国において「教師教育」を主たる研究対象の軸に据えている学会（の専門学会）によるカテゴリー分けのサンプルを提供してくれているということである。これは、今後構築すべきデータベースのキーワード設定にとって重要な示唆である。

それと同時に、この「教師教育研究文献目録」は、この学会の会員たちが年度ごとに自己申告を行うことによって構成されるものであることから、「教師教育」の専門学会に集う人たち（その主体は「教師教育・教員養成」を研究対象とする教育学系の研究者、および様々な大学において教師教育・教員養成に従事する大学教員、および小中高等学校等の教育実践者である）がいかなるものを「教師教育研究文献」として認識しているかという状況を知る手がかりにもなりうる。この学会の会員は、「教師教育・教員養成に関連する文献データベース」のユーザーの主力ともなりうる者であるため、特に重要と思われる。

3. 「教師教育研究文献目録」に現れた研究動向

①. カテゴリー分け

日本教師教育学会においては、毎年秋に行われる大会の後に発行される『学会ニュース』各号において、各会員からその年度の「教師教育研究文献目録」の申告を募っている。その際の申告項目は、執筆者・題目・掲載誌名・発行年・発行所・ページ数のほか、「分類」および「キーワード」となっている。「分類」の項目に関しては、年度ごとに多少の変化が見られる（したがって、これまでを通観しての傾向を数量的に把握することは難しい）が、1999年以降は【表1】のようになっている。

【表1】「教師教育研究文献目録」の「分類」項目の「凡例」

【国名】	a 日本	b 外国（国名	）	c 比較（国名	）
【内容】	1.教師教育一般	2.教師論一般	3.女教師論	4.教師養成	5.教師採用
	6.教師研修（初任者研修を含む）	7.教育実習	8.教育職員免許制度		
	9.教師の力量形成	10.教師の職務	11.教師の権利・義務	12.教師観・教職論	
	13.教師教育カリキュラム論	14.教科教育論	15.校長・教頭等教育管理職養成		
	16.教育行政関係者養成	17.教師需給関係	18.教育大学・学部論	19.附属学校論	
	20.教職課程論	21.盲・聾・養護学校教師教育	22.海外日本人学校教師教育		
	23.専修学校等教師教育	24.社会教育職員養成	25.教育実践論	26.教育学教育論	
	27.学校事務職員	28.司法関係職員	29.福祉関係職員	30.その他〈	〉

ひとつの文献に関して複数の項目に該当する場合は、複数項目を申告することもありえる。また、「外国」「比較」においてはそれぞれの国名を、また「内容」のうち「その他」に関しては自由記述欄が設けられ、申告者の側で記入することになっている。

第10集までで「その他」の項目に記入があったものは、【表2】のとおり、全29項目にわたる。いずれも単独の申告であり、同じ項目を複数の会員が申告したものは見られない。

【表2】「その他」の項目

教員政策	教師教育政策	保母需給関係
教員人事	教員身分制度	教師の発言（問）の測定
教師の発言（問）の評価		教師研究と教師教育
教師の個人差	職業選択の動機	教師の生活構造
大学教育	教科外教育論	授業研究
情報と教育	特別なニーズ教育	福祉教育
障害理解教育	保育	実践記録
教育メディア論	教育評価	学校改革論
教師評価	学力論・授業論	カウンセリング
教育学論	歴史教科書	授業実践史

②. 申告数と国別の傾向

この「教師教育研究文献目録」第10集までの、それぞれの申告数は【表3】のとおりである。第1集（1992年）が最も多く、以降は漸減傾向にある。

【表3】「教師教育研究文献目録」の申告数

	1集	2集	3集	4集	5集	6集	7集	8集	9集	10集	計
会員数	431	497	561	612	627	640	691	673	665	679	—
申告者	88	46	49	47	33	38	20	21	16	23	381
申告点数	653	198	178	140	95	115	53	108	67	69	1676
一人平均	7.4	4.3	3.6	2.8	2.9	3.0	2.7	5.1	4.2	3.0	4.5
日本	560	175	151	126	90	99	42	80	※ 60	※ 60	1443
外国	86	15	24	11	5	13	8	25	※ 10	※ 7	204
比較	7	8	3	3	0	3	3	3	0	4	34

※会員数は当該年度の研究会（総会）開催時のもの（各年度の総会資料による）。

※「日本」「アメリカ」等のように複数カテゴリーで申告するものがあるため、合計数は一致しない。

ちなみにこの学会の会員数で各年度の申告者数を除して「申告を行っている会員の比率」を算出してみると、「第1集」で20.4%となった以降、9.3%→8.7%→7.7%→5.3%→5.9%→2.9%→3.1%→2.4%→3.4%と推移しており、やはり漸減傾向にある。その一方で会員一人あたりの申告数の平均は減少しておらず、むしろ第8集（1999年）には5点を超えるなどの増加傾向にある。当初に多くの会員が「研究文献目録」を自らの手で作ることに對して示した熱意が、学会の活動の定着化とともに徐々に衰え、次第に「限られた少数の会員が自らの研究成果を登録する」性質のものに変わっていったことがわかる。特に第9週の2.4%という数値は、会員の動向を示すものとしてはあまりに少ない。したがって、この「限られた少数の会員」による申告をもって直ちにこの学会の研究動向（あるいは教師教育に関する研究動向）であるとする即断は避けねばなるまい。

国別の申告状況を百分率で見ると、「日本」が86.1%・「外国」が12.2%・「比較」が2.0%となっている（複数カテゴリーで申告するものがあるため、合計は100%を超える）。

「外国」を対象とした204点の国別内訳は【表4】のようになっている（これも複数国を対象としたものがあるため、合計数は204を超える）。

【表4】「外国」の国別内訳

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	計
合計	86	15	24	11	5	13	8	25	10	7	204
アメリカ	45	9	3	1	3	2	1	18	8	6	96
ドイツ	12	0	6	1	0	7	4	3	1	4	38
イギリス	11	6	3	1	1	1	3	6	1	0	33
フランス	6	0	2	8	1	1	1	0	0	0	19
ソ連	12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	13
中国・台湾	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
国際機関	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
カナダ	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
ASEAN 諸国	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
韓国	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
スイス	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

全般的な傾向としては、欧米を対象としたものが多く、アジア諸国を対象とした研究は——この学会が中国を中心としたアジア・太平洋諸国との国際交流に組織的に取り組んでいるにもかかわらず——少ないということが指摘できよう。

また、「比較」として申告があった34点の対象国別の内訳としては、「アメリカ」が10、「ドイツ」が3、「アメリカ・イギリス」「ロシア」が各2、その他「アメリカ・ソ連・イギリス」「イギリス・フランス」「多数」「アメリカ・ソ連・ドイツ・イギリス」「アメリカ・ドイツ」「アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス」「イギリス・フランス・カナダ

・スウェーデン」「アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・ソ連・中国」「ロシア・イギリス」「アメリカ・中国・インドネシア他」「韓国」「イギリス・ドイツ」「イギリス」「アメリカ・シンガポール」が各 1 となっている。「外国」同様に欧米を対象としたものが多くなっている。

ただし、「外国」「比較」の対象国に関して、年度ごとの細かな動向に拘泥することは、あまり大きな意味を持たない。たとえばアメリカを対象とした「外国」研究は、第 8 集(1999 年)に 18 点を数え、その後も比較的多くなっており、また「比較」の対象としてのアメリカも第 8 集以降に増加している。しかしながら、前述のように「限られた少数の会員」が申告するものであるという性質に鑑みれば、こうした傾向は研究動向としてアメリカが盛んになったと捉えるよりはむしろ、アメリカを研究対象とするアクティブな研究者の入会・申告があったためと捉える方が妥当である。

③. メディア

一方、この「教師教育研究文献目録」に申告されている文献が発表された媒体(メディア)の状況はどうだろうか。

申告された文献の掲載されている学会誌等(研究団体によるもの)は、以下のように 27 誌にわたる。

【申告された学会誌】(カッコ内は編集・発行団体)

『日本教育制度学会紀要』(日本教育制度学会)・『教育学研究』(日本教育学会)・『日本教育史研究』(日本教育史研究会)・『日本教師教育学会年報』(日本教師教育学会)・『日本教育法学会年報』(日本教育法学会)・『日本教育行政学会年報』(日本教育行政学会)・『日本教育経営学会紀要』(日本教育経営学会)・『日本比較教育学会紀要』(日本比較教育学会)・『フランス教育学会紀要』(フランス教育学会)・『教育方法学研究』(日本教育方法学会)・『日本教材学会年報』(日本教材学会)・『日本の教育史学』(教育史学会)・『学校教育研究』(日本学校教育学会)・『保育学年報』(日本保育学会)・『特殊教育学研究』(日本特殊教育学会)・『The Language Teacher』(全国語学教育学会)・『新国語教育学研究』(全国大学国語教育学会)・『日本理科教育学会紀要』(日本理科教育学会)・『中国地区英語教育学会研究紀要』(中国四国英語教育学会)・『四国英語教育学会紀要』(四国英語教育学会)・『九州教育学会研究紀要』(九州教育学会)・『関西教育学会紀要』(関西教育学会)・『関東教育学会紀要』(関東教育学会)・『教育行財政研究』(関西教育行政学会)・『国民教育』(国民教育研究所)・『教師教育研究』(全国私立大学教職課程研究連絡協議会)・『教科教育学研究』(日本教育大学協会)

教育学関係の学会誌を中心に、地方教育学会・教科教育関係学会の学会誌、さらには全私教協や教大協といった大学連合体の発行する機関誌などに散っている状況がわかる。ただし、教科教育関係の学会誌は、国語・理科・英語に限られており、この学会の会員が各

教科にわたっているわけではないこともわかる。

一方、申告された文献の掲載されている雑誌は、複数の会員から申告のあったものだけでも以下の21誌を数える。

【申告された雑誌】（カッコ内は発行所）

『IDE』（民主教育協会）・『教育』（国土社）・『季刊教育法』（エイデル研究所）・『月刊社会教育』（国土社）・『現代教育科学』（明治図書）・『教職研修』（教育開発研究所）・『労働法律旬報』（労働旬報社）・『生活指導』（明治図書）・『労働運動』（新日本出版社）・『総合教育技術』（小学館）・『中学教育』（小学館）・『月刊高校教育』（学事出版）・『学校運営研究』（明治図書）・『キャリアガイダンス』（リクルート）・『世界』（岩波書店）・『母と子』（母と子社）・『作文と教育』（百合出版）・『季刊高校のひろば』（労働旬報社）・『悠』（ぎょうせい）・『教員養成セミナー』（時事通信社）・『学校経営』（第一法規）

こちらも教育関係の雑誌が中心になっているが、学術雑誌のみならず、教員研修関係誌・教員採用試験の受験雑誌、あるいは総合誌などに散っている状況がわかる。一見、「教師教育」に直接関係のなさそうな雑誌も見られるが、これは後述するように、「教師教育」の「研究文献目録」を策定するに際しての課題に関わる問題である。

また、ここに挙げた学会誌や雑誌以外にも、科学研究費や各種研究プロジェクトによる報告書の類を申告している会員が相当数見られた。これも後述する「研究文献」の範囲や「目録」の目的に関わる重要な問題に関わる。

4. 「教師教育」の「研究文献目録」策定に関わる課題

以上、日本教師教育学会の『年報』に掲載されてきた「教師教育研究文献目録」の傾向を概観してきたが、ここから今後教師教育に関わる文献目録を策定していく際の課題がいくつか指摘できよう。

①. 「教師教育研究文献」とは何か

まず第一に「教師教育研究文献」とは何か、という問題がある。この学会の「教師教育研究文献目録」に申告されていた文献は、おおよそ以下の4種類にまとめられる。

(α) 教師教育を研究の対象とし、その研究の成果を記した文献

(β) 教師教育研究を直接の目的とはしていない文献だが、教師教育研究の成果が取り込まれているもの

(γ) αでもβでもないが、教師教育研究の資史料として価値のあるもの

(δ) 教師を対象とした教育研究の成果を記した文献

β とはたとえば、大学における教師教育（教員養成）のテキストや、教育雑誌・教員研修教員採用試験受験雑誌等における記事の中で、その筆者の教師教育研究に関わる研究成果が取り込まれているものである。 γ とはたとえば、教師のライフヒストリーに関わるものや、あるいは教師教育の実践記録などが相当する。また δ とはいわゆる「教師研究」「授業研究」などが相当する。

α が「教師教育の研究文献」であることに異論はなかろうが、 $\beta \cdot \gamma \cdot \delta$ が「教師教育の研究文献」であるか否かは議論の分かれるところであろう。そして実際、 $\beta \cdot \gamma \cdot \delta$ に相当する文献を「教師教育研究文献」とみなして申告するか否かの判断は、各会員に委ねられているのである（註2）。この学会は第4回理事会（1992年2月29日）に「教師教育研究文献目録編集要綱」を定め、「教師教育に直接関係ないもの」や「啓蒙的性格のもの」などを「原則として収録対象としない」としている（後者の例として「一般雑誌記事」や「巻頭言」が挙げられている）が、実際にこの「要綱」が適用されて申告が排除された例はない。各会員が、それぞれの判断で「教師教育研究文献」を定めているのが実状である。

②. 「教師教育」の概念をどう捉えるか

より大きな問題として、「教師教育」の概念自体の曖昧さもまた、「教師教育の文献目録」を策定する際に看過できない。「教師教育」とは「教師」を対象とした「教育」的営為のことを意味するわけであるが、その「教師」も「教育」も甚だ曖昧な概念なのである。

「教師」について、【表1】に示した「凡例」にあるものは「女教師」「校長・教頭等教育管理職」「教育行政関係者」「盲・聾・養護学校教員」「海外日本人学校教師」「専修学校教師」「社会教育職員」の7種である。いずれも制度化され、資格化された存在としての学校・社会教育の「教師」である（a）。しかしながらこの学会は、「わたくしたちは『教師』という言葉に、学校の教職員はもとより、社会教育や福祉・看護・医療・矯正教育などに携わるさまざまな分野の教育関係者を含めて考えています」（「日本教師教育学会 入会のご案内」）として——多分に組織戦略的な側面もあろうが——「教師」概念を広く捉える志向を持っている（b = 広義の「教育者」）。実際『年報』や各年度の大会において予備校や塾関係者の知見が提供されることは多い。そこまで考えたときに、「教師」概念の「果て」はどこにあるのか。

また「教育」概念に関してもこの学会は「『教育』とは、大学の教員養成だけでなく、教職員やそれをめざす人たちの自己教育を含め、教育者の養成・免許・採用・研修などの力量形成の総体と考えています」（同「入会のご案内」）と広く捉える志向を持っている。実際、前掲の「凡例」にしても、「教師」に対する（主に外からの）「意図的な働き掛け」

- (i) とみられるもの（「教師養成」「教師研修」「教育実習」「教師教育カリキュラム」）
- ・その「意図的な働きかけの外縁」(ii) とも言うべきもの（「教師採用」「教育職員免許

制度」「教師の職務」「教師の権利・義務」「教師需給関係」「教育大学・学部論」「教職課程論」・教師の「成長の過程」(iii)に相当するもの(「教師の力量形成」)の三種がある。

こうした「教師」概念と「教育」概念のそれぞれを掛け合わせると、「教師教育」とは以下のような6つの領域に及ぶものとして捉えられる。

- 〔a i〕 「教師」への「意図的な働きかけ」
- 〔a ii〕 「教師」への「意図的な働きかけの外縁」
- 〔a iii〕 「教師」の「成長の過程」
- 〔b i〕 「教育者」への「意図的な働きかけ」
- 〔b ii〕 「教育者」への「意図的な働きかけの外縁」
- 〔b iii〕 「教育者」の「成長の過程」

〔a i〕が本来の「教師教育」であり、ここから〔b iii〕に向かって概念が拡大していくわけであるが、ある一定の範囲の文献を採録して「目録」を策定しようとしていく際には、特に「意図的な働きかけの外縁」(ii)や「教育者」概念(b)に関しての明確なガイドラインがないと、たとえば「予備校講師を生んだ社会的背景」〔b ii〕や「ある書道家の一生」〔b iii〕に関するものなども含まれることとなり、採録する文献の数が多くなりすぎて逆に目録としての用をなさないことになってしまう。

③. 「目録」の目的は何か

そのように考えてくると、やはり「目録」のユーザー層を絞り込み、そのユーザーの要求に応える形での「目録」づくりが必要だと言うことがわかる。そして、日本教師教育学会の「教師教育研究文献目録」のような、学会組織による目録づくりはその点で限界を孕んでいることも指摘できる。

様々な会員の集まる学会組織において、各会員の判断に委ねる形で「目録」を策定すると、会員の意識の差がそのまま「目録」に現れることになる。実際、この「教師教育研究文献目録」に申告されているものを見るかぎりでも、学会員が相互に研究に有効な情報を交換するという趣旨が必ずしも共有されておらず、あたかも本人の業績審査(外部評価や人事の際などの)であるかのように、とりあえず関連しそうなものを全部申告しておくという姿勢のものが見受けられる。

また、申告された文献の採録されている媒体に関しても、刊本や一般雑誌・学会誌・大学や研究所等の紀要の類に関しては、この「教師教育研究文献目録」を基に図書館等で検索し、文献を実際に手にすることが容易であるが、それ以外の科研費等の研究プロジェクトに関わる報告書類に関しては、こうしたアクセスが容易ではないという問題もある。「目録」が、真の意味で研究的な情報の手引きとして有効に機能するためには、こうした媒体に関するアクセスに関する情報(所蔵先を掲載するなど)も補う必要がある。

[註]

1) 本稿は、日本教師教育学会「講座」編集・刊行委員会が主催した公開研究会（2000年6月17日）において筆者が行った口頭発表「『教師教育研究』のあり方をめぐって－『教師教育研究文献目録』を読む－」を基に、それ以降の動向を加えて再構成したものである。

2) 日本教師教育学会「年報」編集委員会は、1997年9月13日に「『研究論文』と『実践報告』の区分に関する申し合わせ」を定め、投稿や審査にあたって内規的に扱っている。これによれば「研究論文」とは「科学文献の分類における原著論文（オリジナル・ペーパー）のことであり、教師教育の分野において、執筆者が自己の行った研究活動について明確に記述し解説し、その成果として得た結論を述べたもの」とされ、その要件としては「それまでに知られている先行研究に照らしてのオリジナリティ（教師教育の分野における新しい事実、既知の事実間の新しい関係、既知の事実や関係をめぐる新しい解釈、および新しい開発などの独創性）があること」「オリジナリティを根拠づける論理・実証性があること」が挙げられている。一方「実践報告」とは「教師教育の分野において、執筆者が自己の行った教育活動（自己教育などを含む）について明確に記述し解説し、その成果として得た結果を述べたもの」とされ、その要件としては「教師教育をめぐって客観的に解決のせまられている現実問題に照らしての有意義性があること」「有意義性を確認するために必要十分な情報が提供されていること（記録性）」「実践上のユニークな視点・方法・工夫などが盛り込まれていること」が挙げられている。